特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
柏原市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利権益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	平成29年7月1日より生体認証(指認証システム)を導入。USB利用による持出不可設定済。

評価実施機関名
柏原市長

公表日
令和5年6月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 なお、外国人は生活保護法の対象とならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長 通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する決定実施の 取り扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 ①生活保護法第19条第1項　保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項　保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項　職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条　保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項　就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項　進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条　保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項又は 第78条第1項から第3項まで　徴収金の徴収に関する事 ⑨生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑪医療保険者向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑫医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ⑩～⑫の事務については支払基金へ委託する事務である。
③システムの名称	・生活保護システム（ふれあい） ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一の15の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第15条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] (1)番号法　第19条第8号　別表第2 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120) (2)番号法　別表第2の主務省令で定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23 条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47 条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 [情報照会の根拠] (1)番号法　第19条第8号　別表第2　項番26 (2)番号法　別表第2の主務省令で定める命令　第19条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部　福祉総務課
②所属長の役職名	福祉こども部　福祉総務課長

6. 他の評価実施機関
該当なし。

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒582－8555　柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　福祉こども部　福祉総務課 TEL：072－972－1550 MAIL：seikatsufukushi@city.kashiwara.osaka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒582－8555　柏原市安堂町1番55号 柏原市役所　福祉こども部　福祉総務課 TEL：072－972－1550 MAIL：seikatsufukushi@city.kashiwara.osaka.jp

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年5月30日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年5月30日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 なお、外国人は生活保護法の対象とならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長 通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する決定実施の 取り扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 ①生活保護法第19条第1項　　保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項　　保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項　　職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条　　保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項　就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項　進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条　　保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項まで　徴収金の徴収に関する事	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 なお、外国人は生活保護法の対象とならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長 通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する決定実施の 取り扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 ①生活保護法第19条第1項　　保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項　　保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項　　職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条　　保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項　就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項　進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条　　保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項まで　徴収金の徴収に関する事 ⑨生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑪医療保険者向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑫医療保険者向け中間サーバー等における機	事前	
令和5年6月8日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	・生活保護システム（ふれあい） ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム	・生活保護システム（ふれあい） ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー	事後	